

◎開会の宣告

(午前11時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、保健福祉課長、朝日振興センター長の欠席届けがございました。

10番、目黒仁也君より、欠席の届け出がございました。

定足数に達しましたので、ただ今から、平成30年只見町議会2月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、中野大徳君、6番、佐藤孝義君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

行政諸報告を申し上げます。

まず第1点目につきましては、只見町豪雪対策本部の設置についてでございます。1月22日からの積雪により、只見町豪雪対策本部対策要綱による警戒積雪深260センチを超え、

今後も降雪が予想され住民生活に混乱を招く恐れがあること、また雪による事故の発生を防止するため、平成30年1月27日土曜日、午前8時をもって只見町豪雪対策本部を設置し、議員各位をはじめ関係機関にお知らせをいたしました。また、住民の皆さんへは2月2日付発行のおしらせばんにより、除雪及び交通等の安全対策と併せて周知を行ったところです。今後につきましても交通等のライフラインの確保はもとより、住民生活の安心安全のため万全を期してまいります。なお、現在までの被害状況は以下のとおりであります。ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、2番、平成29年度南会津郡小・中学校教員研究物審査会の結果についてでございます。1月25日に審査会が開催され、小・中学校研究の部で見見小学校と朝日小学校が優秀賞、明和小学校と見見中学校が入選を受賞いたしました。また個人研究の部では、明和小学校1名が特別奨励賞を受賞いたしました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第2号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 議案第2号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

只見町の課設置条例の一部を次のように改正したいものです。第1条として、第1条第2号を次のように改める。(2) 地域創生課。第1条第5号を次のように改める。(5) 農林建

設課。第1条第7号を削るというものでございます。附則といたしまして施行期日でございますが、1項として、この条例は平成30年4月1日から施行したいというものです。2項以降でございますけれども、今回の課設置条例の改正に伴いまして、関係条例の一部改正を併せて行いたいというものでございます。2項に記載のある只見町振興計画審議会条例の一部改正でございますが、第7条に定めております総合政策課を地域創生課に改めるもの。3項として、只見町水道事業及び農業集落排水事業運営審議会条例の一部改正としまして、第7条に定めております環境整備課を農林建設課に改めるもの。4項としまして、只見町ブナセンター設置条例の一部改正でございますが、第6条に定めております総合政策課を地域創生課に改めるもの。第5項として、只見町地域計画審議会条例の一部改正としまして、第7条に定めております総合政策課を地域創生課に改めるというものでございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。1ページ目でございますが、こちら新旧対照表になっております。只見町の課設置条例の一部を改正する条例ということで、右側が改正前、左側が改正後ということでございます。第2号の総合政策課を地域創生課に、第5号の農林振興課を農林建設課に、第7号の環境整備課を削るというようなものでございます。附則については先ほどご説明したとおりでございます。2ページ目以降、関連条例の新旧対照表というようなことで、右側が改正前、改正後でございます。2ページ目が振興計画の審議会条例。3ページ目については水道事業及び農業集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表。4ページ目がブナセンター設置条例の一部を改正する条例ということで、こちらの新旧対照表。5ページ目が地域計画審議会条例の一部を改正する条例としまして新旧対照表というような内容になってございます。

本条例の一部改正につきましては、行政機構改革審議会の中でもご議論をいただき、また議会全員協議会の中でのご協議を踏まえてご提案を申し上げるというようなものでございます。今回の改正についての狙いですが、一つとしては町民の皆様の利便性の向上。また、機動的且つ効率的で簡素な組織を構築をいたしまして、町最大の課題でございます人口減少に立ち向かって地域創生を成し遂げるというようなことで総合的、横断的に取り組める見直しというようなことを図るのが狙いということでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 今提案の組織機構の再編の中で、只見町行政組織規則に定める業務の再配置もなされると思うんですが、これについて、現行の行政組織規則の中にある業務。新規に追加されるもの、またはなくなるものについて、あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 行政組織規則の見直しにつきましては、本課設置条例が可決をいただきましたならば改正をしていくということになるわけでございますけども、基本的には現在の内容について課の再編に伴いまして整理をしていくというようなことでございますが、中には少し、文言等の部分で現状に合っていないようなものもありますので、そのあたりは整理をしながら、町長指示の下、今後、改正をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） まあ、実態に合った組織をつくるのは、これ、執行機関の責任においてやられればいいことですが、しかしながら、課の設置条例を提案するにあたり、町の業務、つまり只見町行政組織規則を精査しない段階で、課の設置条例を提案するということが、はたして理解できませんが、これは行政組織規則をよく精査をして、そして、いわゆる議会に提案する課の設置条例をしたかどうかを聞いておりますが、この点はいかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 今回の課設置条例に伴いまして、行政組織規則、当然、変更ということになります。その中身の概要につきましては、3 回、議会全員協議会の中でもお示しさせていただいております、その中で変更部分については基本的にはわかりやすい形で赤字でのご説明をさせていただいたところでありますが、そのほかにも精査をしなければいけないというものも当然ございますので、そのあたりを最終的に整理をして行政組織規則の改正をしたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第2号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

議会運営委員会、佐藤孝義委員長より、発委第1号 只見町議会委員会条例の一部を改正  
する条例、発委第2号 只見町議会会議規則の一部を改正する規則が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし審議したいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号、発委第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし議題  
とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎発委第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、発委第1号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

6番、佐藤孝義君。

〔議会運営委員会委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○6番（佐藤孝義君） 発委第1号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。只見町議会委員会条例の一部を改正する条例。只見町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条の表総務厚生常任委員会の項所管事項の欄中、総合政策課を地域創生課に改め、同表経済文教常任委員会の項所管事項の欄中、総合政策課を地域創生課に、農林振興課を農林建設課に改め、環境整備課を削る。第3条第2項中、7日を45日に改める。附則。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。提出の理由。只見町の課設置条例の一部改正に伴い、また、任期満了による常任委員の改選時期に係る条例改正を行うものであります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） すみません。ごめんなさい。さっきの全員協議会の中で、ちょっと気が付かなくて、今質問してもいいでしょうか。

この4月1日から施行ということになりますと、今年度の、3月議会終わってから編成変えるということでしたけど、これはできるってということなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） できます。

○8番（目黒道人君） それはできるということで。すみませんでした。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第1号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第2、発委第2号 只見町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 発委第2号 只見町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。只見町議会会議規則の一部を改正する規則。只見町議会会議規則の一部を次のように改正する。第75条中、閉会中を、会期を越えてに改める。附則。この規則は公布の日から施行する。提出の理由。通年議会を実施しており、実態に即した規則改正を行うものであります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第2号 只見町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前11時20分）